

## ●計画の趣旨

- ・消費者被害は多様化、複雑化しており、それに対応した教育が必要
  - ・消費者教育推進法が施行（H24.12）され、消費者教育の推進が必要
- ⇒消費者教育を体系的に、かつ多様な主体が連携して推進するための計画

## ●基本的な視点

### 消費者の自立

「自ら考え自ら行動する」自立した消費者

### 「消費者市民社会」の形成

自らの消費行動が社会経済や地球環境に与える影響を自覚し行動できる消費者

## ●計画の方針（目標）

### 消費者教育が育むべき力

- 1 消費が社会に与える影響を考慮し適切な選択ができる力
- 2 商品等やサービスの安全性を確認し危険を回避できる力
- 3 健全な家計運営ができ、消費者トラブルを回避し対処する力
- 4 様々な情報を読み解く力と活用できる力

### 施策のポイント

- ・誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会や学び合う機会を提供し、効果的に推進
- ・消費者教育を推進するうえで基盤となる「消費者教育の人材の育成と教材の作成」に重点を置いて施策を実施

- I 各ライフステージでの体系的な実施
  - II 場や消費者の特性に応じた方法での実施
  - III 教育人材の育成・活用
  - IV 教育教材等の作成・活用
  - V 多様な教育の担い手との連携
- } 重点施策

## ●消費者教育の現状と課題

- ・学習指導要領（小・中・高校）により家庭科、社会科等の教科で実施
  - ・消費者教育に関する認知度は低い
- <H25県政モニター（542人）アンケート結果>
- 「消費者教育を受けたことがない」55.7%
- 受けたことがある教育の内容については・・・
- 「契約のルール等」60% 「安全・安心な商品等の選び方」52.9% 「環境に配慮した生活」52.9%
  - 「製品事故や取引被害に遭った時の解決方法」22.1% 「家計管理や生活設計」19.6%

- ・「消費者教育」の必要性についての理解を深めることが必要
- ・消費者トラブルを解決する知識や実践力を身につける教育が必要
- ・学校教育での連携、教職員への意識付けが必要

## ●消費者教育の推進の内容

### I 各ライフステージでの体系的な実施

- ・幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施
- ・「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、各ライフステージごとの学習目標を設定

### II 場や消費者の特性に応じた方法での実施

- ・学校（小・中・高校、大学、専門学校等）、地域社会（地域、家庭）、職域等の様々な場や消費者の特性（高齢者、障害者等）に応じた方法で消費者教育を推進

### III 教育人材の育成・活用

- ・県内全域で消費者教育の機会を提供するため、学校や地域、職域等で消費者教育ができる人材を育成

#### 県の取り組み

- 1 教員を対象とした研修、教材開発
  - ・優れた実践事例等を関係教員へ情報提供
  - ・教育研究会等への専門家派遣による研究支援
- 2 消費者教育拠点としてのセンター機能の充実
  - ・相談員等を対象とした「消費者教育人材養成研修」の実施
  - ・相談員経験者等の教育人材発掘と教育スキルの向上

### IV 教育教材等の作成・活用

- ・消費者教育の必要性に対して理解を深めるとともに、誰もが活用できる、各ライフステージや場に応じた内容の教材を作成

#### 県の取り組み

- ・消費者教育普及啓発パンフレットの作成
- ・消費者教育実践マニュアルの作成
- ・学校現場で使える副教材の作成
- ・親子で学べる教材の作成
- ・消費生活出前講座の実施

### V 多様な教育の担い手との連携

- ・行政、民間、消費者自身も含め、幅広い教育の担い手が連携することで、県民の誰もが様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供
- ※連携イメージ図、各主体が取り組むべき内容は別添のとおり

## ●他の消費者施策等との連携

- ・食育、食農教育、ぎふクリーン農業、環境教育、国際理解教育、金融教育 等

## ●計画の推進体制と検証

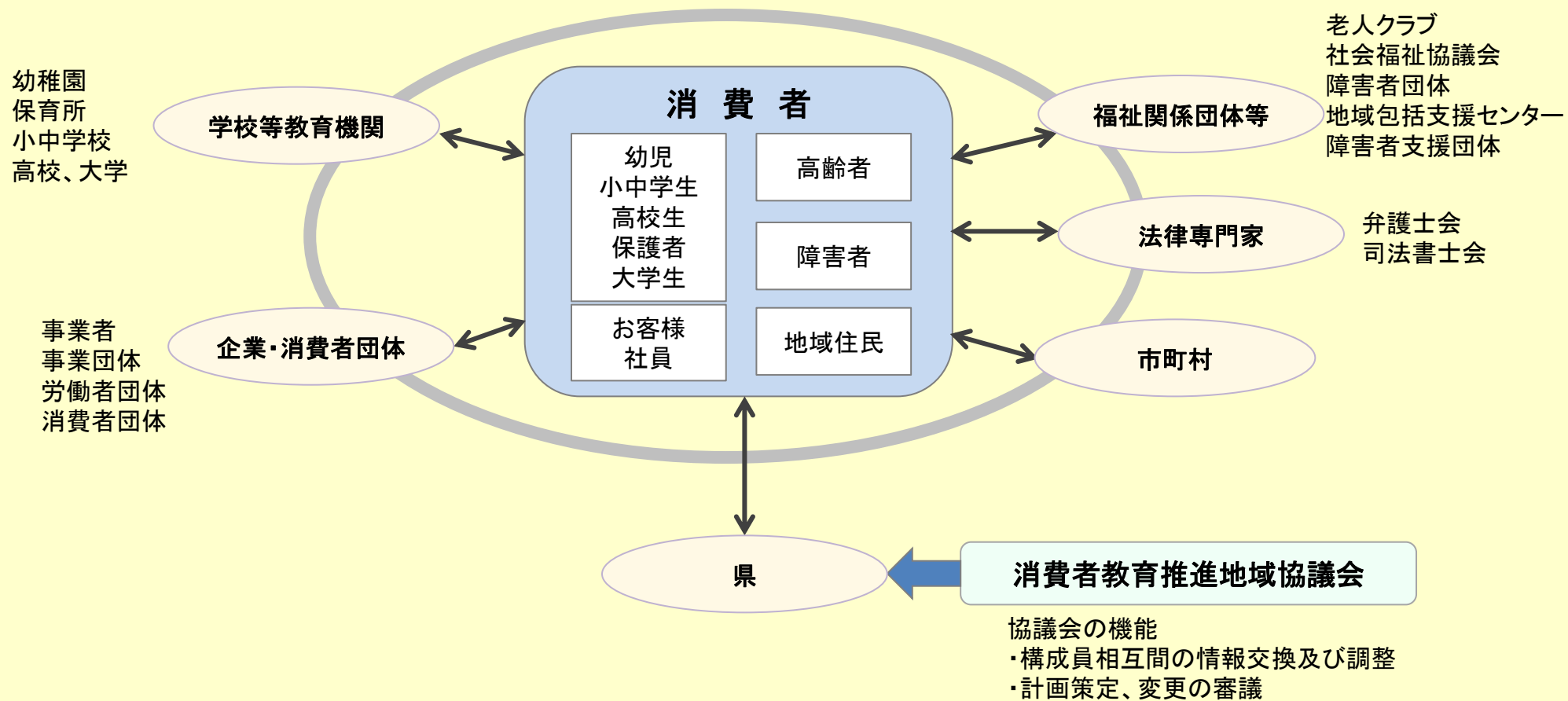
- ・消費者教育推進地域協議会（学識経験者、消費者団体等で構成）を設置し、計画策定や修正について協議
- ・行政、消費者団体、事業者等が展開している消費者教育の取組み状況を毎年、消費者教育推進地域協議会に報告し施策に反映

◆重点

●多様な教育の担い手との連携

～ 消費者自身を含め、民間、行政それぞれが教育の担い手となり推進 ～

連携イメージ図



各主体が取り組むべき内容

<p>■学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指導要領に基づく教育の充実</li> <li>・部会等での研究活動、教材の作成</li> <li>・学生や教職員を対象とした研修</li> </ul>	<p>■福祉関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の会合等の場を利用した教育</li> <li>・家族や見守り活動をする人への教育</li> <li>・障害者関係施設での講座等の開催</li> </ul>
<p>■事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様への情報提供</li> <li>・従業員に対する教育</li> <li>・CSR活動を通じての社会貢献</li> </ul>	<p>■法律専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域への講師派遣</li> <li>・法律相談会等への協力</li> </ul>
<p>■消費者団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での消費者教育の実施</li> <li>・学校や事業者、NPO等との連携</li> </ul>	<p>■市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進地域協議会の設置</li> <li>・消費者教育推進計画の策定</li> <li>・地域での講習会の開催や場の提供</li> </ul>